

インフルエンザ流行に伴う感染予防と感染拡大の防止について（お願い）

1. インフルエンザの症状と予防について

- (1) 症 状 急な発熱・頭痛や筋肉痛、関節痛など全身の痛み・せき・鼻水・のどの痛み
*発熱は、38度以上の高熱になります。型によっては、37度程度の場合もあります。

(2) 予 防

- 外から帰ってきたら、手洗い・うがいをする。
- 早寝、早起きをし、規則正しい生活に心がける。
- 十分な睡眠によって抵抗力をつける。
- 栄養のある食事をしっかりととり、抵抗力をつける。
- 不必要な外出は控え、家庭で十分な休息を取る。
- 人ごみの中に出ていく場合は、マスクを着用し感染を防ぐ。
- 部屋が乾燥しすぎないように、換気をしたり加湿をしたりする。

2. 発症した場合の対応について

- ・発熱や急な風邪症状が出たら、できるだけ早く医療機関にかかり、その指示に従いましょう。
- ・「インフルエンザ」と診断された場合は、「出席停止」となります。よって、必ず学校に連絡を入れてください。出席停止後の登校の目安は、原則として発症（発熱）から5日間を経過しかつ熱が下がってから2日間経過してから（次頁参照）となります。家庭内での感染防止にも注意が必要になります。

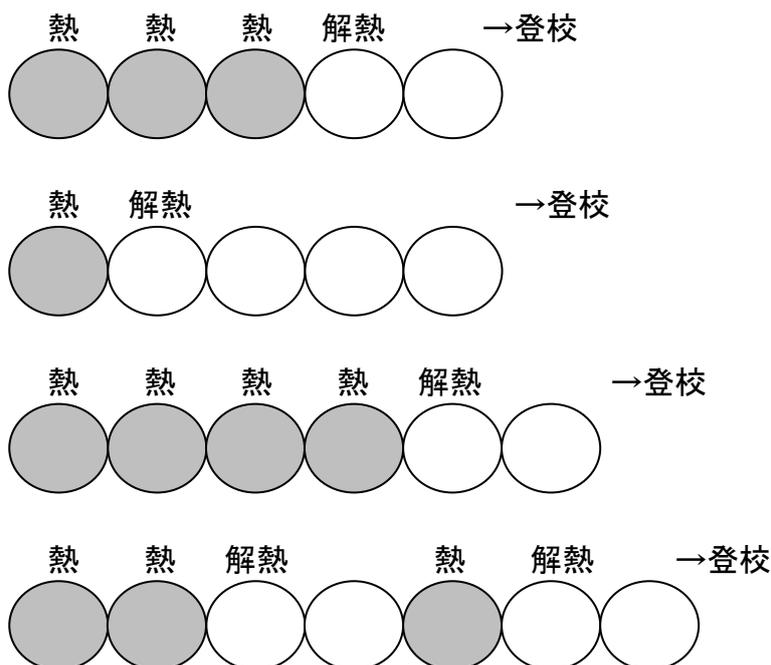
治癒して登校をする際にも、マスクの着用などにご配慮をお願いします。インフルエンザに関しては、基本的に医師の証明書は必要ありません。保護者から学校への連絡で結構です。

インフルエンザ発生時の対応について

インフルエンザによる出席停止期間について

- ◎ 医師の指示による
- ◎ 発症（発熱など）から5日間を経過し、かつ解熱から2日間を経過するまで
- ◎ 判断に迷う時には、学校医（東白川診療所：北川浩司先生）と相談する

【発症（発熱）から登校までの例】



- ① インフルエンザについては、東白川診療所受診の際には、医師との話し合いができていますので、証明書は不要です。保護者からの申告で出席停止扱いとなります。
- ② 東白川以外の医療機関では無料で証明書等を出される場所があるので、その場合は証明書を学校に提出する。
- ③ 東白川以外の医療機関で証明書を有料で出される場合がある。その場合は、証明書等の発行は必要ないので、①と同様、保護者からの申告で出席停止扱いとする。